

口蹄疫などに対する防疫対策強化を！ ～飼養衛生管理基準の内容が細くなりました～

口蹄疫については、日本では平成 22 年以降確認されていないものの、中国や韓国をはじめとした近隣諸国では、昨年も散発的に発生が確認されていることから、酪農家や肉用牛飼養農場の皆様には、飼養衛生管理基準の遵守にご対応いただいているところです。

一方、今回、岐阜県で発生した豚コレラの発生事例では、飼養衛生管理基準への対応が不十分であったことが農林水産省から報告されています。

つきましては、口蹄疫等の伝染病を発生させないよう、危機意識を持って、飼養衛生管理基準等の中でも特に重要と考えられる次の項目について遵守を徹底するようお願いいたします。

なお、項目中の下線部は、新たに対応すべき内容として、今回、国から通知された内容です。

1 適切な衛生管理区域の設定

畜舎だけでなく、飼料給与や家畜の出荷、死亡家畜の管理などの一連の作業に関連する区域を「衛生管理区域」として設定し、明確な境界を設けるようにしましょう。

2 衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の靴の消毒

衛生管理区域や畜舎に立ち入る者の靴の底などは、踏込消毒槽等を設置し、糞等の汚れをきちんと洗浄したうえで、消毒薬に十分に浸漬しましょう。

3 畜舎や器具などの定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域以外で使用していた器具や重機などは、十分な水洗を行い、適切に消毒してから衛生管理区域内で使用しましょう。また、畜舎だけでなく衛生管理区域内の施設は、定期的に清掃又は消毒を行きましょう。

4 他の畜産関係施設に立ち入った者に対する対応

当日に、他の畜産関係施設等に立ち入った者(※1)、及び過去 1 週間以内に海外から入国または帰国した者(※2)については、可能な限り、衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。

※1 家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。

※2 農場主や従業員等の場合は、洗髪・入浴・更衣等適切な処置を講じ、海外で使用した衣服及び靴は、洗浄・消毒するとともに、衛生管理区域へは持ち込まない。

5 野生動物等からの病原体の侵入防止

農場周辺への電柵、ワイヤーメッシュの設置や、畜舎への防鳥ネットの設置、畜舎の破損部分の修繕などにより、衛生管理区域への野生動物の侵入を防止しましょう。また、畜舎外でのエサこぼしや、家畜の死体は放置せず、死体の保管場所への野生動物の侵入を防止するようにしましょう。加えて、外部から食べ残しや野生動物の死体等のゴミを持ち込むリスクがあることから、衛生管理区域では犬・猫等を飼養しないようにしましょう（飼養する場合は、きちんと管理しましょう）。

6 飲用に適した水の給与

飼養する家畜に飲用に適した水を給与しましょう。

7 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

飼養する家畜の健康観察を入念に行い、口蹄疫等を疑う症状など異状が認められた場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出ましょう。

【口蹄疫の特定症状（抜粋）】

- ◆ 次のいずれにも該当 ⇒ ① 39.0度以上の発熱
② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下、または泌乳の停止
③ 口腔内等（口・鼻・蹄・乳器部分）に水疱等（水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕）
- ◆ 同一の畜房内（1頭／畜房の場合は、同一の畜舎内）で複数の家畜の口腔内等に水疱等
- ◆ 同一の畜房内で半数以上の哺乳畜（哺乳畜1頭／畜房の場合は同一の畜舎内、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡

8 飼養管理の記録の保管

常時から、飼養している家畜の飼料給与、分娩、導入、出荷、死亡等の状況について記録するとともに、異状の有無だけでなく、元気消失、食欲減退等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温も記録しましょう。

9 教育訓練等

畜舎内での飼養管理を行う者はできるだけ限定するとともに、消毒や作業手順について定期的に訓練を行いましょう。また、飼養作業を行う者が外国人である場合には、言語の違いなども考慮して、より丁寧な教育や訓練を行い、消毒や作業手順等、飼養衛生管理基準の徹底を図りましょう。

今後、家畜保健衛生所では、飼養衛生管理基準の遵守状況を別添の『飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表』に沿って、確認していきます。

したがって、各農場におかれましてもこのチェック表の内容をご確認いただき、この内容に沿って、家畜保健衛生所から送付される定期報告書の『2. 飼養衛生管理基準の遵守状況』への報告をお願いします。

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679